

運転技能検査について

資料4

◎ 制度の導入の是非

- ・ 実際の運転技能について検査をすべき。
- ・ 高齢運転者自らやその家族が運転免許証の自主返納を考えるきっかけを与えるという意味でも、運転技能検査以外に、高齢者講習の実車指導を受ける者全員に関して、運転能力を評価して通知することが良いと考える。

◎ 対象者（対象の年齢を何歳とするか、どのような基準で絞り込むか）

- ・ 検査の結果により、運転免許証の更新を受けられない者を特に危険な者に限る制度であれば、80歳以上ではなく75歳以上とすることも考えられる。
- ・ 事故の発生状況等を見ると対象者を70歳以上とすることも考えられるが、実際の現場で機能しなければならないことを考えると、75歳以上や80歳以上とすることが適当であろう。
- ・ 検査の結果、ペーパードライバーが運転免許を失うことは望ましくなく、違反歴等も考慮すべき。

◎ 一定の基準に達しなかった者の取扱い

- ・ 強制的に失効させることは適当でなく、検査の結果によって自主返納を促せばよい。
- ・ 検査の結果、運転技能があまりに低い者は、強制的に運転免許を失効させることが適当。

◎ 運転技能検査の実施機関・体制をどうするか

- ・ 教習所としては、運転免許の失効に関わる判断をなるべくしたくない。
- ・ 教習所の負担を少なくするため、効率的運用が可能な制度設計をお願いしたい。

限定条件付免許について

◎ 制度の導入の是非

- ・ 現在の制度は、運転を継続するか運転免許証を自主返納するかというオール・オア・ナッシングの制度であるため、その中間的な位置付けとなる制度が考えられる。
- ・ 先進安全技術は一定の場面であれば事故被害軽減効果が認められるため、サポカーが普及すれば事故情勢の改善に資すると考えられる。

◎ 限定免許の対象となるサポカー等の機能（サポカー＋速度制限装置、超小型モビリティ）

- ・ 高齢運転者の事故実態等を踏まえると、今のサポカーの機能のみでは、事故防止効果は限定的。
- ・ 重大事故を防ぐためには、サポカーの機能に加え、速度抑制装置が有効。
- ・ 運転者や同乗者以外の者に対する被害を軽減するためには、速度とともに車両の大きさを制限することも効果的。
- ・ 新車に速度抑制装置を搭載することは技術的に可能であるが、市場規模の見込みが示されなければ、ビジネスとして成立するかどうかを見通すことができない。

◎ 限定免許の取得方法

- ・ 運転免許を受けている者の申請により、限定条件を付与することが考えられる。
- ・ 運転免許を受けていない者が、新規に限定条件付免許を取得することも認めるべき。
- ・ 今の段階では、どのような身体の機能の衰えならば限定条件を付与することで運転を認めることができるのかははっきりしないので、一方的・強制的に限定条件を付与することは適当でない。

運転技能検査とサポカー等限定免許との関係

◎ 限定免許保有者の取扱い

- ・ 高齢運転者に多い出会い頭衝突や正面衝突はサポカーでは防げないので、限定免許なら運転技能検査を一切免除することは不適當ではないか。
- ・ 教習所職員の安全確保の観点から、持込み車両による検査には反対。

その他の論点

- ・ サポカー等限定免許だけでは高齢運転者対策として不十分であり、運転技能検査とともに導入することが不可欠ではないか。
- ・ サポカーは日本独自の規格であり、限定免許の創設は非関税障壁となるおそれがある。
- ・ 30km/hなどの速度制限のある車両が導入されると、交通流への影響が懸念される。